

第104回 教育研究評議会（臨時） 議事要旨

日 時 平成23年1月6日（木） 13:30～14:03
場 所 事務局第3会議室（4階）

議題1. 教員の人事事項について
その他

[出席評議員] 28名

吉田学長
(理事) 河原、島、阿部、前田
(学部長等) 石川、平井、武隈、土田、清原、宮嶋、榮鶴、吉田、杉原、長岡、福井、住吉、岩元、野呂、
越塩、高松、松山、安部、菅沼、井上、中河、門
(事務局長) 盛本

[欠席評議員] 2名

(学部長等) 米田、采女

[オブザーバー]

坂東監事
(副学長) 萩野、安部、友清
(学長補佐) 前田

[事務局]

(部長) 後藤
(課長) 鶴飼、執行

議題1. 教員の人事事項について（資料1）

学長から、本件については教育研究評議会評議員のみで審査すること、監事は同席、副学長及び担当の学長補佐は陪席、事務局からは、総務部長、総務課長、人事課長、ほか関係職員を陪席させること及び守秘義務がある旨の発言の後、12月16日に審査説明書を交付した処分対象者から陳述請求期間内（1月4日17:00必着）である12月30日付けで陳述請求書の提出があり、1月4日に受理したことの説明があった。

引き続き、本学職員懲戒規則第4条第6項の規定に基づき教育研究評議会の決定事項について審議した結果、処分対象者が口頭陳述希望のため、出頭の日時・場所は1月20日（木）15:00、事務局第3会議室とすること、陳述時間は1時間程度とすることとなった。

また、処分対象者が陳述請求書において第3者である代理人弁護士を参考人として要請していることから、学長から、代理人弁護士を参考人とすべきかの可否が諮られ、審議の結果、ここでいう参考人は、目撃者、証人等のことを指し、代理人たる弁護士は参考人には該当しないことが確認された。ただし、本学としても慎重審査を行うことから、当該弁護士を代理人としての出席として認めることとなった。

その他必要と認める事項については、口頭陳述のための資料提出は認めることとなり、本日決定した事項についてのみ記載し、本日付けで本人に郵送することとなった。

なお、学長から、前回の教育研究評議会で示した当該案件に係る「調査報告書」に関し、時間の関係で最後まで読み取れていなかった方を考慮し、1月11日から今月末まで人事課で閲覧できるようにすること、閲覧を希望する場合は、事前に人事課に連絡願いたい旨の発言があった。

この他、学長から、1月20日及び21日に実施予定のハラスメント防止のための研修会について、資料に基づき報告があった。

回収資料については席上配布され、終了後回収となった。

その他

なし